

## 住田町職員措置請求の結果について

令和3年5月12日付けで提出された住田町職員措置請求について、6月14日(月)の監査委員会において、次のとおり決定したのでお知らせします。

### 1 請求人

住田町民1名(住所、氏名省略)

### 2 措置請求の要旨

本件請求については、3の措置請求の理由により、住田町長に対し、三陸木材高次加工協同組合と協同組合さんりくランバーへの農林業振興資金の融資を実行した前住田町長及び本件融資を承認した住田町議会議員に対し、損害賠償請求権の行使その他適切かつ必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

### 3 措置請求の理由

住田町は、三陸木材高次加工協同組合と協同組合さんりくランバーに対し、それぞれ、平成18年4月、平成19年10月及び平成20年1月の3回にわたり、三陸木材高次加工協同組合に総額4億円、協同組合さんりくランバーに総額3億9000万円の融資を実行した。前町長と本件各融資が行われた当時の住田町議会議員は、三陸木材高次加工協同組合と協同組合さんりくランバーの経営が、平成18年4月の時点ですでに破綻しており、融資をしても回収不能であることを認識していたか、容易に認識し得たといえるから、前町長は住田町議会に対し、三陸木材高次加工協同組合と協同組合さんりくランバーへの本件各融資を提案するべきではなかったし、住田町議会としても、本件各融資を承認するべきではなかった。しかし、前町長は、住田町議会に対し、本件各融資を提案し、住田町議会は本件各融資を承認した。したがって、前町長及び本件各融資を承認した住田町議会議員は、本件各融資に基づく貸付金が回収不能となったことによって住田町が被った損害についての不法行為に基づく損害賠償責任を免れない。

### 4 結果

本件請求を不適法な請求として却下する。

## 5 却下の理由

住民監査請求については、「財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過するまでになされたものであること」から、本件請求に係る請求期限は、農林業振興資金の各貸し付けがなされた日の翌日から1年を経過するまでとなる。前述した三陸木材高次加工協同組合と協同組合さんりくランバーに対する農林業振興資金の貸し付けに係る議会の審議、資金の貸し付け等に関する住民説明会の開催、新聞報道(東海新報)における両事業体への融資及び経営状況等に関する記事からしても、同時期には、住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて、本件請求を提起するに足りる程度に財務会計上の行為及び内容を知ることができたというべきである。

以上のことからすると、本件請求が、1年の請求期間を徒過してされたことについて、請求人が主張する「正当な理由」があり、「相当な期間内」になされたものということは認められない。

したがって、本件請求は、他の事項を判断するまでもなく、地方自治法第242条に規定する請求の要件を欠く不適法なものと判断する。